

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【土木部】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
27	H15	意見 外郭団体への補助及び委託	財団法人愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	<p>指定管理者制度 ・既存法人への影響と対策 民間の強みは人事制度及び給与体系がフレキシブルであり業績評価やインセンティブに秀れていることにある。県の外郭団体の強みは、県の施策(事業)を熟知しており、経験により業務に慣れていることである。 外郭団体は人事制度及び給与体系を抜本的に改革して、有能な人材の登用と職務給をベースにインセンティブが期待できる人事・給与制度を導入すべきである。</p>	平成18年度から職員の仕事、プロフェッショナルを高めるための原長制度及び飼育職から技術職への登用制度を導入、獣舎清掃や餌の準備などの単純労働には嘱託職員や日々雇用職員で対応するなどの業務の効率化も図っている。また、職員の勤務評価システムを導入し、業績、勤務成績に応じた昇給制度としたほか、危険動物飼育職員への特殊勤務手当の見直しを行うなど、給与制度についても改革を行っている。さらに、21年度には寄附行為の改定を行い、規定上は2つに分かれていたとべ動物園と事務局を一本化し、職務分担と責任を明確にするとともに、指揮命令系統の強化を図るなど人事・給与制度の改善を順次進めている。
28	H15	意見 外郭団体への補助及び委託	財団法人愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	<p>指定管理者制度 ・既存法人への影響と対策 経営者・管理者に民間又は職員からやる気のある優秀な人材を登用すべきである。 仕事の成果はリーダーの意思と積極性で決まる。プロパー職員の中から新リーダーを抜擢するが中途採用で管理者を導入することにより、外郭団体は県の予算執行的な仕事のやり方からチャレンジ精神のある積極経営へ転換すべきである。</p>	平成21年3月16日から理事長は民間理事が就任している。職員人事は協会独自で行っており、飼育職から技術職への登用制度を導入するなど職務に適した人材を登用している。平成18年度から指定管理者制度を導入し、職員の発案によるイベントの実施や、施設の改善等を積極的に行っており、入園者も増加してきている。
32	H15	意見 外郭団体への補助及び委託	南レク株式会社	土木部	都市整備課	<p>事業の有効性 公の施設の管理については、指定管理者制度へ移行することが想定される。その際には県有施設の料金徴収については、利用料金制度の導入により管理事業者の収入として全面的に経営委任することが必要である。 その際、南レク(株)が指定管理者選定の対象になることはいうまでもないが、南レク(株)が民間事業者に対抗するためには、営利事業として従業員のインセンティブを喚起する人事給与制度、施設ごとの責任経営体制による効率経営、外部委託費の低減化対策等、民間企業並みの経営改革を推進する必要がある。 人件費については、高年齢の是正と要員活性化のため早期退職制度の導入も有効である。</p>	南レク都市公園では平成18年度から指定管理者制度に併せて利用料金制度を導入済みである。 南レク(株)では平成17に早期退職制度を導入し大幅な人員の削減を実施、組織体制も見直すなど経営の合理化に努めている。平成19年度には経営改善を先導する3チーム(意識改革チーム、節約推進チーム、新規事業チーム)を編成し組織の活性化を図る一方、資本金の減資を行い長年の課題であった累積欠損を一掃、さらに平成20からは新たに旅行業にも取り組むなど、経営改革を順次進めてきている。南予地域全体の社会経済の停滞もあり、公園利用者数は減少傾向にあるものの、平成18年度からは黒字経営となっている。
106	H17	意見 愛媛県の財産の管理状況について	土地・建物(架橋用地)	土木部	用地課	<p>いわゆる未利用地ではあるが、行政財産ということで総務管理には報告されていない。特別会計の行政財産は各部署で管理することになっているとのことであるが、一般的な事項で述べたように、現実に現時点で遊休である土地・建物は全てその財産を管理する部署に報告されるシステムが必要であるとの認識から、これについても「将来の公用・公共用の利用見込みの有無に関係なく、全ての現在遊休である土地」として総務管理に報告してそこで一括管理すべきではないかと思われる。</p>	平成18年度から、遊休県有地は行政財産を含めすべて総務管理課に報告しており、同課では、平成21年度から、全庁組織としての「県有財産管理班」(班長:総務部管理部長、班員:各部署幹事課長等)を組織し、県有財産の処分体制を強化している。
107	H17	意見 愛媛県の財産の管理状況について	土地・建物(架橋用地)	土木部	用地課	<p>この先行取得は、今治・尾道ルートを県民をあげて誘致するためのものであり、やむえなかつた事情がある。引き続き活用方法、処分の努力をされたい。</p>	平成19年10月に、県有地1,056㎡を一般競争入札により売却処分した。平成21年4月には、売却可能な県有地2箇所を県HPで公表し、購入希望者を募っている。